

議案第18号

令和2年度二宮町下水道事業特別会計予算

令和2年度二宮町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ915,626千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、264,300千円と定める。

令和2年2月18日提出

二宮町長 村田 邦子

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		8,973
	1 分 担 金	1,137
	2 負 担 金	7,836
2 使 用 料 及 び 手 数 料		282,229
	1 使 用 料	281,769
	2 手 数 料	460
3 国 庫 支 出 金		50,000
	1 国 庫 補 助 金	50,000
4 繰 入 金		305,117
	1 他 会 計 繰 入 金	305,117
5 繰 越 金		5,000
	1 繰 越 金	5,000
6 諸 収 入		7
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	2
	2 預 金 利 子	1
	3 雑 入	4
7 町 債		264,300
	1 町 債	264,300
歳 入 合 計		915,626

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		201,070
	1 下 水 道 総 務 費	201,070
2 事 業 費		160,082
	1 公 共 下 水 道 事 業 費	159,657
	2 流 域 下 水 道 事 業 費	425
3 公 債 費		553,474
	1 公 債 費	553,474
4 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	915,626

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	1 下水道総務費	地方公営企業法適用事業	66,800	令和2年度	11,000
				令和3年度	20,000
				令和4年度	35,800

第3表 債務負担行為

(単位 千円)

事項	期間	限度額
排水設備水洗化改造資金として融資した金融機関に対する損失補償(令和2年度)	令和2年度 } 令和7年度	1,900

第4表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共下水道 事業債	153,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金等につ いて、利率の見直しを行った 後においては、当該見直し 後の利率)	政府資金については、その融資 条件により、銀行その他の場合 にはその債権者と協定するもの による。ただし町財政の都合によ り据置期間及び償還期限を短縮 し、又は繰上償還もしくは低利に 借換えすることができる。
流域下水道 事業債	300	同 上	同 上	同 上
資本費 平準化債	100,000	同 上	同 上	同 上
公営企業会計 適用債	11,000	同 上	同 上	同 上
計	264,300			